

みんなで支える国民健康保険

平成17年度の国民健康保険税について
 今年度の南富良野町国民健康保険税の税率は、表1のとおりです。納付書は8月中旬までに発送します。国保税には、医療分と介護分の二つの種類があり、医療分は、医療費の支払いにあてるものです。介護分

表1 国保税の税率

区分	年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	16年度	8.0%	50.0%	21,000円	30,000円	530,000円
	17年度	8.5%	50.0%	20,000円	30,000円	530,000円
介護分	17年度	1.0%	10.0%	5,500円	4,000円	80,000円

介護分については、前年度と変更ありません。

表2 国保税の納期

第1期	8月31日
第2期	9月30日
第3期	10月31日
第4期	11月30日
第5期	1月4日
第6期	1月31日
第7期	2月28日

は、介護保険制度の運営のための費用にあてるもので、第2号被保険者といわれる40歳から64歳までの方が対象です。今年度は国保税の改正を行ってまいります。被保険者の方々の負担などを考慮しながら、2割軽減制度が維持できるように応能割所得割・資産割と応益割均等割・平等割のバランスを保ちながら実施しました。表1の所得割、資産割、均等割、平等割の4つの合計額が税額になります。介護分も医療分と合わせて一つの納付書で納めていただきます。世帯主に課税されます。国保税は、国保に加入している世帯の世帯主に課税

表3 国保税の減額制度により減額される金額

所得金額の区分	減額割合	均等割	
		1人あたり	1世帯あたり
330,000円以下の世帯	7割	14,000円	21,000円
		3,850円	2,800円
330,000円 + (245,000円 × 世帯主を除く被保険者数) 以下の世帯	5割	10,000円	15,000円
		2,750円	2,000円
330,000円 + (350,000円 × 被保険者数) 以下の世帯	2割	4,000円	6,000円
		1,100円	800円

上段：医療分 下段：介護分

されます。そのため、世帯主が国保に加入していないくても家族に国保加入者がいれば、納付書は世帯主に送付されます。その場合国保制度では、擬制世帯主といえます。擬制世帯主の場合世帯主の所得などは課税対象外です。ただし、実際に国保の保険税を支払っている方が擬制世帯主ではなく、

国保の加入者自身である場合には、届出により国保制度上の世帯主の名義を国保加入者に変更する事ができます。なお、変更できる場合は、今までに国保税の納め忘れがなく、今後も各種届出や納付の義務を確実に守られる方に限られます。国保税の納期は7回です(表2)。納付が遅れた場合、延滞金がかかることもあります。期限内の納付にご協力をお願いします。

減額制度があります。前年の所得が一定額以下の場合、均等割と平等割の金額が減額される制度があります(表3)。2割減額に該当する方だけは、申請が必要で、月割りで計算されます。国保税は、毎年4月1日現在の国保加入者の状況を基に計算します。その後、年度途中で異動があった時は、月割りで再計算して通知します。

表4 南富良野町の被保険者数

区分		13年度	14年度	15年度	16年度
一般被保険者(若人)	人数	738人	725人	705人	706人
	構成比	55.7%	54.4%	53.1%	53.5%
退職被保険者など	人数	129人	130人	138人	155人
	構成比	9.7%	9.8%	10.4%	11.7%
老人	人数	459人	477人	485人	459人
	構成比	34.6%	35.8%	36.5%	34.8%
合計	人数	1,326人	1,332人	1,328人	1,320人

平成14年10月の医療制度改正により、老人医療に該当する年齢が70歳から75歳に引き上げられました。

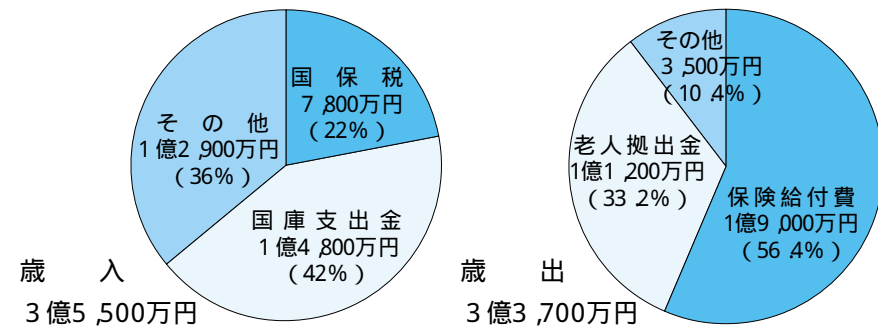
医療費が高額になる理由
 医学・医療の高度化によるもの、人口構造の高齢化によるもの、生活習慣病などの慢性疾患患者の増加によるもの、お医者さんのかかり方(重複・多受診など)によるものなどがあげられます。医療費は、皆さんが支払っている国保税と町や国、道などの補助金でまかなわれていますが、このまま医療費が増え続けると、当然支払いも増え、収入を増やすために、今納めている国保税の税率

を更上げてまかなうことになり、皆さんの負担も増えることとなります。負担を増やさないためにも、普段から一人ひとりがちょっとした注意をすることで生活習慣病を予防し、病気がからないような運動や食生活を心がけ、医療費を減らしていくことが大切です。

表5 国保税の収納率

区分	13年度	14年度	15年度
一般・現年度分	97.10%	97.26%	96.68%
退職・現年度分	97.68%	96.78%	97.74%
計	97.16%	97.20%	96.82%

平成15年度国保会計の財政状況



入院時食事代の標準負担額(1日あたり)

国民健康保険加入者		780円
一般の方		780円
国保加入者の町道民税が非課税の世帯	90日までの入院(過去1年間)	650円
	91日以上入院(過去1年間)	500円
	高齢受給者で、かつ世帯主と国保加入者の所得が0円の世帯	300円

老人保健医療受給者		780円
一般の方		780円
世帯全員が町道民税非課税の世帯	90日までの入院(過去1年間)	650円
	91日以上入院(過去1年間)	500円
	老人医療受給者で、かつ世帯全員の所得が0円の世帯	300円

◆国民健康保険の届出・医療に関するお問い合わせは、保健福祉課国保医療係 ☎52 2144
 ◆国民健康保険税に関するお問い合わせは、町民税務課税務係 ☎52 2145

ご存知ですか「標準負担額減額認定書」
 入院の際の食事代は、1日の負担額が定められています。金額は、被保険者世帯の所得によって減額され

ます。申請は、健康保険証・印鑑を持参のうえ、保健福祉課国保医療係で手続きしてください。
 70歳以上の場合は、あらかじめ申請して医療機関へ

減額認定証を提示するとそれ以降の支払から、医療費の一部負担金と一緒に減額されますので高額療養費などの手続きを省略できます。

医療費の状況(1人あたりの医療費)単位:万円

本町の1人あたりの医療費は、下記のとおり全道的にみても高くなっています。

